

「医療費のお知らせ」をお送りします



協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

「医療費のお知らせ」について

お届け先 事業所(任意継続加入の方は被保険者宛)

送付時期 令和3年1月中旬から下旬

対象者 協会けんぽ加入者(被保険者・被扶養者)

対象期間 令和元年10月診療分～令和2年9月診療分

※対象期間内に受診がない加入者の方には、医療費のお知らせは発行していません。

ご担当者様へのお願い

お手元に届きましたら
従業員の皆様に未開封のまま
お渡しください。

※すでに退職された従業員様の「医療費のお知らせ」が届いた場合は、お手数ですが未開封のまま協会けんぽ宛にご返送ください。

POINT



「医療費のお知らせ」は 医療費控除の申告手続きに使用可能です。



確定申告をされる際、領収書の提出の代わりに「医療費のお知らせ」を使用することができます。また「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

! ご注意ください

今回、お送りした「医療費のお知らせ」には、令和2年10月診療分～令和2年12月診療分については記載されていません。医療費控除の申告手続きには、医療機関等からの領収書をもとに、医療費控除の明細書を作成してください。

確定申告(医療費控除)に関しては国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください。



申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算の誤りもありません。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

なんでも相談してね

「かかりつけ薬局」を

持ちましょう!



ふだんから何でも気軽に相談できる「かかりつけ薬局」をお持ちですか？
薬局では、処方されたお薬をもらうだけでなく健康に関する相談にも応じてくれます。
健康管理全般のサポートもしてくれるので、複数の医療機関に通う場合でも、
「かかりつけ薬局」を一つ決めておきましょう!

服薬状況を一括管理

かかりつけ薬局を決めておくと、薬局に自身の薬歴や体質を把握してもらった上で、「薬の飲み合わせは大丈夫か」、「薬は効いているか」、「副作用はないか」等を継続的にチェックしてもらうことができます。薬が体に合わない場合などには、必要に応じて薬剤師が医師に問い合わせや提案を行ってくれるので安心です。

飲み合わせ



効いているか



副作用



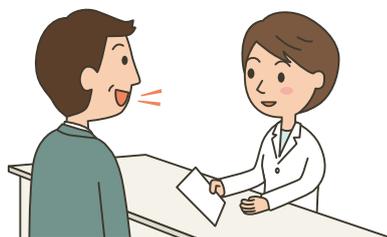
など



何でも気軽に相談を

薬剤師は、健康に関する幅広い知識を持っています。医療機関で処方された薬だけでなく、市販薬やサプリメント等についても相談することができます。

ジェネリック医薬品を使用したい場合にも一度薬剤師に相談してみましょう。



お薬手帳も使ってね!

服薬状況や副作用・アレルギーの有無等を記録するお薬手帳。お薬手帳を活用することで、いつもと違う医療機関にかかる時や、災害など万一の時にも安心して診療が受けられます。



12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です

1997年12月22日に厚生省(当時)が「後発医薬品の生物学的同等性試験^{*}のガイドライン」を示しました。このガイドラインにより、ジェネリック医薬品(=後発医薬品)の科学的概念の有効性が幅広く認知されることとなりました。

ジェネリック医薬品を正しくご理解いただき、ジェネリック医薬品の使用促進にご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品に関することは、協会けんぽホームページをご覧ください。

*生物学的同等性試験とは、新薬と同じ速さで同じ量の有効成分が体内に吸収されるかを比較する試験のことです

協会けんぽ

検索

